

## 監事監査報告書

2026 年 6 月 8 日

学校法人京都橘学園

理 事 会 御中

評議員会 御中

学校法人京都橘学園

監事(常勤) 吉田由紀雄

監事 志 磨 慶 子

監事 小 暮 宣 雄

私たち監事は、私立学校法(令和 7 年 4 月 1 日施行)第 52 条第1項第1号、学校法人京都橘学園寄附行為第 27 条第1項第1号及び同監事監査規程の規定に基づき、学校法人京都橘学園(以下「本法人」という。)の 2025 年度(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、理事及び職員等から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 事業報告書に記載されている理事の職務の執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第 13 条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、理事及び職員等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べました。
- (3) 会計監査人の会計監査の相当性を確認するうえで、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかについて、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」(私立学校法施行規則第 37 条各号に掲げる事項)の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、本法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制体制に関する理事会決議の内容は相当であり、内部統制体制に関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であることを認めます。

以 上